

コーポレート・ガバナンスの状況

当行は、「堅実で健全な経営」を経営の基本理念に掲げ、“お客様・地域社会と共に発展しベストパートナーとして信頼される銀行”を目指しております。

この経営理念に基づき、地域のお客様が信頼してお取引いただき、お客様や地域社会の発展に貢献するために、経営基盤の強化や収益性の向上、健全性の確保等に努めております。

また、経営環境の変化に迅速に対応する観点から、戦略的な経営の実現、スピーディな経営の意思決定機能と執行体制の強化、経営の透明性の確保、適時適切な情報開示など、企業価値向上のためコーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めております。

なお、当行は2011年3月期より「内部統制報告書」を開示しております。

コーポレート・ガバナンス体制

取締役会

当行の取締役数は、(2025年6月27日現在) 18名で、うち社外取締役は1名であります。

取締役会は毎月1回および必要に応じて随時開催し、法定の決議事項に加え、重要な業務執行に関する事項について迅速な意思決定、決議をしております。

監査役会

当行は監査役会制度を採用しており、監査役会は、(2025年6月27日現在) 4名の監査役にて構成されております。4名の監査役のうち2名は社外監査役であります。

監査役会は月に1回および必要に応じて随時開催し、業務執行の監査をしております。

各監査役は取締役会および常務会、その他重要な会議に出席するほか、取締役、使用人等の職務執行状況および重要書類等の監査を行うほか、本部および営業店の業務や財産の状況を監査しております。

また、会計監査人の独立性を踏まえ、会計監査人から随時報告および説明を受けております。

常務会

常務会は、本部常勤取締役をもって構成し、必要に応じ、取締役、本部長も構成員に加え、一般的な業務執行方針および計画等を迅速に協議するとともに、リスク管理を統括しております。

毎月定例会および必要に応じ随時開催し、各種リスクの統括的な管理を実施し、「リスク管理の適切な管理・運営を行うことにより「健全性の確保」と「収益力の向上」を両立し得る経営を目指し取り組んでおります。

内部管理体制の整備状況

当行では監査部による検証・監査を通じ、内部管理体制の強化を図っております。

独立した内部監査部門である監査部は、本部や営業店の業務遂行状況等について監査を実施し、各部門のコンプライアンスやリスク等に関する管理状況等について諸法令や行内規程等との整合性や有効性を検証し、その状況を監査報告書に取り纏め、取締役、監査役および各部長出席のもと監査報告会を開催し報告しております。

内部監査、監査役及び会計監査の相互連携

内部監査は監査部が担当しており、本部および営業店の業務運営状況、リスク管理状況等の監査を実施、監査役も本部および営業店の業務や財産の状況を監査しております。

会計監査人は、東陽監査法人に依頼しており、財務諸表監査および内部統制監査を受けております。監査部・監査役・東陽監査法人は内部監査部門の専門性を高めるとともに、監査の効率性と実効性の向上に努め相互の連携を図っております。

会計監査人の状況

- ・業務を執行した公認会計士等の氏名
指定社員・業務執行社員 水戸 信之
指定社員・業務執行社員 池田 宏章
- ・所属する監査法人名
東陽監査法人
- ・監査業務に係る補助者
14名

業務の適正を確保するための体制

2006年5月10日の取締役会において業務の適正を確保するための体制について決議を行いました。

なお、2007年11月16日に、反社会的勢力との関係遮断に関する部分を第1条4項に追加、2015年3月18日に、会社法の改正等を踏まえ、見直しを行いました。

また、年に一度取締役会において見直し検討を行っております。

以下は体制の大項目となります。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
6. 次に掲げる当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ①子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ③子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
 - ④子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項
8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
9. 前条の使用人の取締役からの独立性に関する事項および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

法令等遵守(コンプライアンス) 態勢

■コンプライアンス体制

当行のコンプライアンス体制は、統括部署であるコンプライアンス統括部を中心として、違法行為や事故等の発生を防止するための体制を整備するとともに、本部各部、営業店にコンプライアンス担当者を配置し、日常の業務の中で法令等違反が発生しないよう遵守状況のモニタリングを行っております。

また、経営トップが自らあらゆる機会を捉えてコンプライアンスの重要性について繰り返し言及・指導し、全役職員に対して遵守マインドの向上を図り、コンプライアンスを定着させております。

■基本方針

1. 銀行の持つ公共的使命を達成するため、経営の基本理念である「堅実で健全な経営」を念頭に、経営体質の強化と健全な業務運営を行っていきます。
2. 不断の創意と工夫に努め、お客様本位の業務運営を通じて質の高い金融サービスを提供することでお客様のニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保など、お客様の利益の適切な保護も十分に配慮し、地域に密着した信頼される銀行をめざします。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。
4. 経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、当行を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通じて企業価値の向上を図り、地域社会からの理解と信頼を確保するべく、広く地域社会とのコミュニケーションを図ります。
5. すべての人々の人権を尊重する経営に徹します。
6. 多様な人材の活躍を促進する制度や柔軟な働き方を実現し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境の確保に努めます。
7. 人材育成や能力開発に積極的に取り組み、従業員の自律的なキャリア形成を支援します。また、社会の金融リテラシー向上に貢献します。
8. 地球環境や社会情勢の変化等への耐性の高いサステナブルな環境・社会の構築に向け、主体的に行動します。
9. 良い企業市民として、地域の健全な発展に貢献するよう、社会貢献活動に積極的に取り組みます。
10. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決して関係遮断を徹底し、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

■取組体制

●コンプライアンスマニュアル「みちしるべ(道標)」の制定

役職員が守るべき具体的な行動規範や業務上遵守すべき法令等を盛り込んだコンプライアンスマニュアル「みちしるべ(道標)」を制定し、全役職員に配布のうえ日常における指針として活用しています。

●コンプライアンスプログラムの策定

コンプライアンスを確実に実践していくための具体的な実践計画として、コンプライアンスプログラムを毎年度ごとに策定し、このプログラムに従って、コンプライアンスの整備を行うとともに、役職員に対して階層別研修を行い、コンプライアンスの定着化を図っています。また、全役職員に対してコンプライアンステストを継続的に実施し、銀行業務における法令等の知識の向上に努めています。

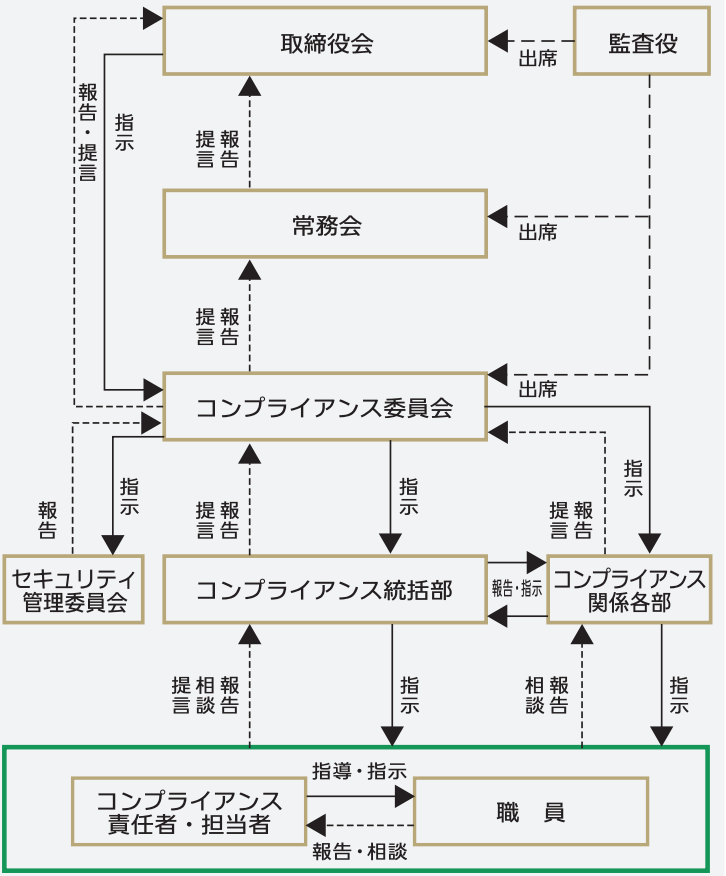
●コンプライアンスホットラインの制定

コンプライアンス違反の未然防止および自浄作用による抑止・改善を図るため、専用電話・Eメール等を通報手段とするコンプライアンスホットライン制度(内部通報制度)を制定し、相互牽制機能を高め、全役職員に対して公正な制度を構築しております。

●コンプライアンス委員会の充実

銀行業務の適切な運営を図るため、法令等遵守の観点から諸施策等の協議・検討を行い、法的諸問題の発生を未然に防止するとともに、当行のコンプライアンスの強化・充実を図るため、コンプライアンス委員会を月1回および必要に応じて随時開催し、充実した運営をしております。

コンプライアンス体制図



2025年6月30日現在

顧客保護等管理態勢

お客様保護のための取組み

当行では、金融機関の業務の健全性および適切性の観点や顧客の保護および利便性の向上の観点から、顧客保護等管理態勢の整備・充実をきわめて重要であると認識し、「顧客保護等管理方針」を制定し、法令等に従った適切な体制の整備・充実に努めております。

本方針に基づき、必要な顧客保護等管理に関する内部管理規程を制定するなど態勢整備に務めるとともに、銀行都合での業務を行わず、当行の基本方針の柱である『お客様中心主義』（お客様の目線に立ったCC）を進化させ、お客様の評価・支持を高めることに努めております。

顧客説明管理

与信取引、預金等の受入れ、金融商品の勧誘・販売等に関し、お客様に対する説明を適切かつ十分に行うため、「顧客説明管理規程」を設け、各種顧客説明マニュアルに基づいた説明を行うよう説明態勢を整備しています。

顧客情報管理

お客様の個人情報等の適切な取扱および厳正な管理について、「個人情報保護基本規程」、「特定個人情報保護基本規程」を定め、各種法令等の遵守や不正アクセス、個人情報の紛失および漏洩等防止のための安全管理対策を実施し、お客様の個人情報保護態勢を整備しています。

顧客サポート等管理

お客様からの相談、苦情等に真摯な姿勢で、適切かつ十分に対応するとともに、常にお客様の目線に立った業務改善に努めるため、お客様相談窓口の設置やCC推進マニュアル等により、お客様をサポートする態勢を整備しております。

利益相反管理

当行または当行の関連会社とお客様の間、ならびに当行または当行の関連会社のお客様相互間における利益相反により、お客様の利益が不当に害されることのないよう、「利益相反管理規程」を設け、各種法令等の遵守や対象取引の特定、およびその管理方法等を定め、利益相反管理態勢を整備しています。

外部委託先管理

お客様との取引に関連する当行の業務を外部に委託する際、お客様の情報その他お客様の利益を保護するために、「外部委託管理規程」を定め、定期的または必要に応じてモニタリングを実施するなど、厳正な外部委託先管理態勢を整備しています。

お客様保護における静岡中央銀行の特徴的な取組み

金融犯罪防止に向けた顧客保護態勢の強化

類推されやすい暗証番号の使用停止

偽造、盗難キャッシュカード等の預金の不正利用による被害拡大を抑止し、お客様の大切な資産をお守りするための対策として、生年月日や電話番号等類推されやすい暗証番号を使用しているお客様に対し、預金残高10万円以上のお客様を対象に、事前にダイレクトメール等にて変更のご依頼を複数回に亘りお願いしたうえで、類推されやすい暗証番号の使用停止を実施しました。

「預手プラン」の取組み

静岡県警より、振り込み詐欺防止対策として、金融機関窓口において、高齢者（75歳以上）が300万円以上の現金を引き出すとした際、「記名式線引自己宛小切手」での支払い（受領）をお勧めし、現金化に時間を設け、支払相手を特定し振り込み詐欺被害を防止する「預手プラン」の要請があり、静岡県内店舗のほか、神奈川県内・東京都内店舗等全店舗で実施しています。

金融犯罪防止に向けた声掛けや注意喚起の実施

キャッシュカードを騙し取る詐欺被害が増加していることから、窓口における声掛けを徹底しているほか、高齢者に対しDMを発信して注意喚起を図っています。

不正送金等を防止するセキュリティソフトの無償提供開始

2015年7月、当行のホームページやインターネットバンキングを安心してご利用いただくため、不正送金・フィッシング対策ソフト「PhishWall（フィッシュウォール）プレミアム」の無償提供を開始しました。

特殊詐欺被害拡大防止に向けたキャッシュカードの一部利用制限

振り込み詐欺・還付金詐欺等の金融犯罪による被害を防止し、お客様の大切なご預金をお守りするため、高齢者（70歳以上）のキャッシュカードによるATMでの振込の一部利用制限を実施しました。

また、高齢者が言葉巧みにキャッシュカードをだまし取られ、不正に預金を引き出される特殊詐欺被害が多発しており、警察等からの要請を踏まえ、2023年9月より、高齢者（70歳以上）のキャッシュカードによる現金のお引出しの一部制限を実施しました。

反社会的勢力との取引排除の取組み

反社会的勢力との取引排除は、金融機関の社会的責任であり、コンプライアンス基本方針へ反社会的勢力との対決方針を明示する他、行内体制を整備しております。

- 2007年 6月 特別情報管理検索システム稼働開始。現在は、全ての取引について、新規に開始する際に検索を義務付け
- 2009年 5月 特別情報・凍結口座システムにより横断的な検索開始
- 2009年 8月 法人代表者等に加え、保証人等の変更も顧客開設時の特別情報・凍結口座システムの検索対象に追加
- 2010年 4月 普通預金・当座預金・貸金庫規定へ暴力団排除条項を挿入。同取引を開始する際は、反社会的勢力ではない旨の同意書を受入開始
- 2011年 10月 全預金規程に暴力団排除条項を挿入
- 2012年 6月 既存取引の実態調査として、全顧客データと登録済データの定期的なスクリーニング開始
- 2016年 5月 法人の実質的支配者を特別情報・凍結口座システムの検索対象に追加
- 2024年 2月 新たに導入したAMLシステム内に特別情報・凍結口座システムを移行し横断的な監視態勢を強化

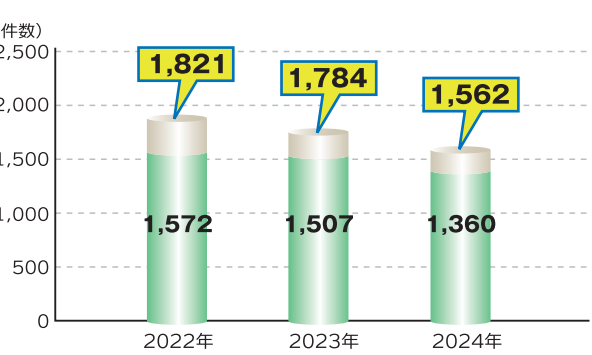
お客様相談態勢

当行では、お客様保護における特徴的な取組みとして、営業店の現場で発生するさまざまな事案に対し、コンプライアンス統括部によるお客様相談を行っており、法務面を踏まえた的確な状況判断を行い、適切かつ迅速にお客様に対応しております。2024年度は1,562件のお客様相談を受けました。

その中で特に、相続やご高齢のお客様との取引に関する相談が年々増えており、2024年度は全体の8割超を占め、お客様のニーズが高まっております。

また、ご高齢のお客様との取引や相続に関する相談内容が多いことを踏まえて、ご高齢のお客様との取引に関する営業店向けガイドブックを2007年9月、相続に関する営業店向けガイドブックを2009年1月に発刊し、顧客保護の観点から、適切な対応を実施しております。

お客様相談受付状況



「相続マイスター制度」の導入

お客様からの相談ニーズの高い「高齢者取引」「相続手続」業務に強い人材を育成、輩出するため、行内資格として「相続マイスター制度」を制定しました。

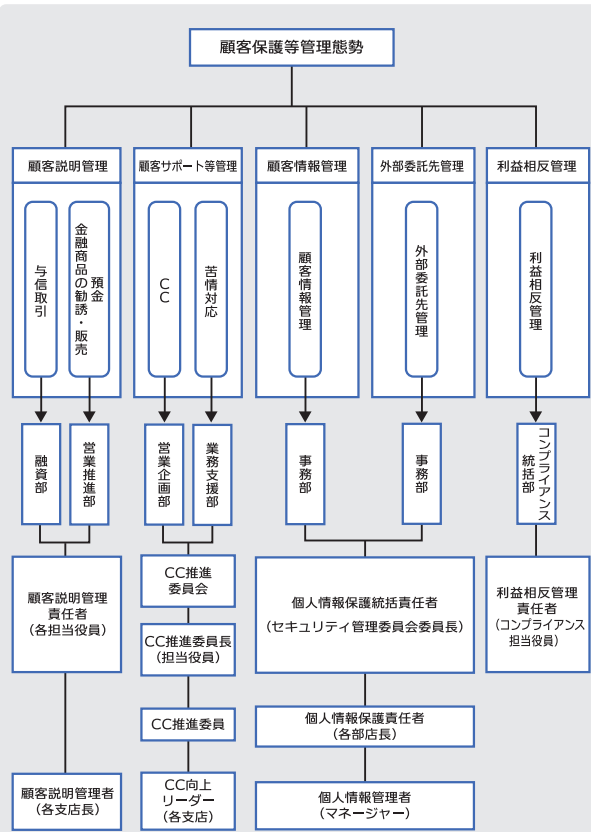
2011年1月に第1回目の試験を実施、現在までに「相続マイスタージュニア」は755名、上級資格である「相続マイスター」は82名の合格者を輩出しています。



マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する取組み

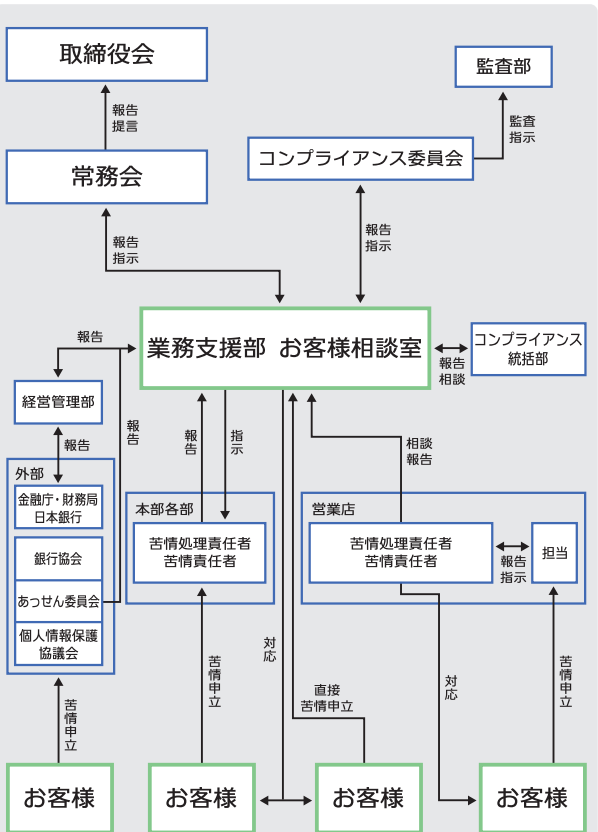
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を経営上の重要課題と位置付け、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する基本方針及び管理規程」を制定しました。また、2022年4月より、お客様に関する情報や口座のご利用目的等について変更がないか定期的に確認させていただくため、順次「定期的なお客さま情報ご提供のお願い」のハガキをお送りしております。

顧客保護等管理態勢組織図



2025年6月30日現在

苦情対応体制フロー図



2025年6月30日現在